

佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業基本構想策定及び民間活力導入可能性調査業務委託
仕様書

1. 業務名

佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業基本構想策定及び民間活力導入可能性調査業務委託

2. 業務目的

本業務は、佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）実施計画（I期）に基づき、佐野市立西中学校区内における4小学校及び1中学校について、佐野市立西中学校を拠点校として、統合・整備を図るにあたり、将来人口予測に基づく施設規模の設定及び建設基本構想について計画・立案・策定を行うとともに、施設整備の手法について、民間活力導入（PFI事業等）可能性の調査・検討を行い、民間事業者の技術力及び経営能力、並びに創意工夫による良好な教育環境を備えた新しい小中一貫校（義務教育学校）の実現を図ることを目的とする。

3. 調査対象

佐野市立西中学校区内に係る、以下の小中学校

- ・佐野市立天明小学校
- ・佐野市立植野小学校
- ・佐野市立旗川小学校
- ・佐野市立吾妻小学校
- ・佐野市立西中学校（統合後の拠点校（設置箇所）として整備する）

4. 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

5. 業務内容

(1) 基本構想の策定

①前提条件の整理

本業務を実施するにあたり、その前提となる各種上位計画、既存施設の状況、整備地における各種法規制状況等を把握し、関係機関との協議・調整及び条件整理を行った上で、本施設計画における前提条件を整理する。

②整備構想の検討

各種関連計画や整備に係る各種要望等を整理し、佐野市立西中学校区小中一貫校の施設整備におけるコンセプトを検討する。

③施設規模の検討

佐野市立西中学校区小中一貫校における整備コンセプト及び将来人口予測等を踏まえた、将来必要となる学級数等の施設規模を検討する。

④施設配置計画の検討

佐野市立西中学校区小中一貫校における整備コンセプト及び施設規模等を踏まえ、施設配置計画（案）を検討する。検討にあたっては、施設敷地内における校舎等建物及び校庭等との関係性を踏まえたゾーニングを行い、安全で快適な学校環境を確保するよう検討する。

⑤建築計画の検討

佐野市立西中学校区小中一貫校の施設規模及び施設配置計画を踏まえ、建築計画（案）（ゾーニング平面図、立面・断面イメージ図、鳥瞰イメージ図、その他イメージ図等）を作成するとともに、構造計画（案）及び設備計画（案）を検討する。

⑥概算事業費の算定

検討を行った各種計画（案）に基づき、施設整備に必要な概算事業費を算出する。

⑦整備スケジュールの検討

基本及び実施設計から工事完了までの整備スケジュールを検討する。

なお、工事におけるスケジュールの検討にあたっては、統合拠点校を運営しながらの工事であることに留意し、学校内の移転計画等を踏まえた工程とすること。

⑧基本構想書の作成

上記の検討結果を踏まえ、佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業における基本構想を策定し、基本構想書としてまとめる。

(2) 民間活力導入可能性調査

①事業手法及び事業スキームの検討

本事業を行う上で想定される民間活力導入手法を抽出し、各手法の特徴等を整理するとともに、本施設整備における事業手法及び事業形態、事業範囲、事業期間等の事業スキームについての検討を行う。

②市場調査

想定する事業手法、事業スキーム等を踏まえ、本施設への官民連携手法導入に関する市場調査を行う。市場調査は、本事業への参画意欲、参画条件、事業費削減の可能性、事業に対する要望、整備・運営手法に関するアイデア等についての意向把握を行うものとし、アンケートや個別ヒアリング等によるサウンディングを行うものとする。

③民間活力導入による効果の検討

本事業に民間活力導入手法(PFI等)を実施した場合の効果について、定性的・定量的な検討を行う。また、従来方式で本施設の設計・建設、維持管理のすべての業務を行う場合の費用(PSC)と民間活力導入手法により行う場合の費用(PFI-LCC)の総額を比較し、VFMの算定を行う。

④リスク分担の検討

民間活力導入手法を実施する場合の想定されるリスクを抽出し、官民のリスク分担に関する考え方を検討する。

⑤事業スケジュールの検討

設定した事業スキームについて、事業スケジュールを検討する。

⑥総合評価の実施

上記の検討結果を踏まえ、本事業における事業スキームについて総合的に評価し、最適な事業手法を抽出する。

⑦民間活力導入に向けた課題の整理

民間活力導入事業の実施にあたっての課題について整理し、その対策等を検討する。

⑧報告書の作成

本業務において検討した内容を報告書としてとりまとめる。

(3) その他

①打合せ協議

打合せ協議は、必要に応じて行うものとする。

②関係機関との協議及び調整

関係機関との協議及び調整等については、受託者が中心となって行うものとする。

③検討組織の運営支援

庁内及び庁外検討会議等の運営について、会議に必要な資料作成及び説明補助等の支援を行うものとする。

※各種打合せ協議にあたっては、必ず本仕様書に定められた資格を有する技術者が出席するものとする。

6. 管理技術者並びに照査技術者の選任

(1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な業務実績を有する管理技術者と照査技術者を配置するものとする。

なお、技術者を、やむを得ず配置できない場合は、自社以外から配置することを妨げない。

(2) 管理技術者と照査技術者は、兼務することができないものとする。

(3) 管理技術者は、一級建築士又は、技術士（建設部門/都市計画及び地方計画）の資格を有し、過去5年間に民間活力導入可能性調査又は事業者選定支援（アドバイザー）に関する業務の実績があるものとする。

7. 貸与資料等

(1) 本業務にあたり、発注者は受注者に必要な資料を貸与するものとする。受注者は貸与資料の受け渡し時に借用書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・亡失等の無いように厳密な管理を行うものとする。また、本業務完了後は発注者に速やかに返納するものとする。

8. 質疑及び協議

(1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合、あるいは本仕様書に記載のない細部については、速やかに発注者監督員と協議し、解決を図るものとする。

9. 工程管理

- (1) 受注者は、作業実施計画書及び作業工程表に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

10. 完了検査

- (1) 受注者は、本業務を完了した時は、速やかに成果品を発注者に提出して検査を受けなければならない。

11. 成果品の瑕疵

- (1) 受注者は、業務完了後、受注者の過失又は粗漏に起因する成果品の不良箇所等が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

12. 成果品の帰属

- (1) 本業務において作成された全ての成果品の所有権及び著作権等の諸権利については、納入された時点で全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

13. 成果品

成果品は、以下の通りとする。

- ①基本構想書（各種イメージ図面等、付属資料を含む） 2部
- ②民間活力導入可能性調査報告書 A4サイズ：2部
- ③打合せ協議等議事録 1部
- ④成果品一式の電子データ 一式
- ⑤その他、必要な資料等 一式